

(1) 輸入禁止品目

当国政府の関税政策は、状況に応じてかなり流動的である。日本の得意とする付加価値の高いエレクトロニクス、家電品、精密機械等全て輸入事前認可（I. L……Import Licence）の対象となっているといっても過言ではない。この措置は、下記(2)に掲げる当国政府の政策推進とも関連してとられているものであり、1986年8月のガット加盟及びそれを踏まえた1987年7月の輸入公定価格品目の前減等大幅な輸入自由化措置をとりつつあるものの、現在の工業化政策が継続する中においては、I. L制度の適用は必然的に続くものと考えられる。

端的に言えば、日本からの輸入品は代替品以外は全てI. L対象品となっているのが現状である。

(2) 国産品奨励品目

ナショナリズムの強い当国では、全品目が国産化奨励品目であるとみなして差支えない。ジョイントベンチャーの例をとっても、1985年5月に公布された「外貨法施行規則」の事業指定区分により外資マジョリティが可能な分野も出て来てはいるが、概ね墨側51%、外国企業49%の資本参加率に加え、国産化率及び輸出貢献度が進出条件となっている。卑近な例としてニッサン・メヒカーナの場合、ロックダウン方式ではなく、概ねパーツも国産品使用を義務付けられているのが現状である。

本政策は、石油収入を安易に輸入に向けるのではなく、輸入代替産業を積極的に育成していこうという現政権（多分、将来においても）の方針に基づいているものであるが、他方では工業化を進めれば進める程、機械等品質の良い生産財が不足し、輸入に頼らざるを得ないというジレンマに陥っているのも現下の状況である。

3. 現地調達合理的とみられる品目

事務用消耗品	鉛筆、ボールペン、用紙、ファイル等
事務機器	複写機、タイプライター、キャビネ、ロッカー、 机・椅子等

薬 品	工業用薬品（選鉱捕集剤，気泡剤その他の工業用試薬） 分析用薬品（無機試薬，有機試薬，ただし，指示薬， 標準試薬を除く。）
実験・分析用器具	カバーガラス・ピペット等ガラス器具，ルツボ，ハサ ミ，バーナー，注射器，実験用白衣・マスク帽子等
実験・分析用機材	濾過機，ガラス器具洗浄器，浄水装置，滅菌用容器， ガス滅菌器，水素イオン濃度測定装置，凍結乾燥機， 小型ポンプ，恒温槽，PHメーター，電極，天秤， 包装機等
実験・分析用補助機材	冷蔵庫，ドライアイス製造機，扇風機，ヒーター， ストップウォッチ等
車 輛	各種タイプ（但し，品質は日本製より若干劣る上に価 格は1.5倍）

但し，現地調達するにあたっては十分専門家の意見を聴取すること。

4. 現地調達に際しての免税の有無

国産品調達の場合は，付加価値税（I V A）は免除されない。米国から直接
持ち込む場合は，輸入税 I V Aとも免税となるが任国の輸入業者等を介した場
合は，輸入税の免除だけで I V Aは支払わなければならない。

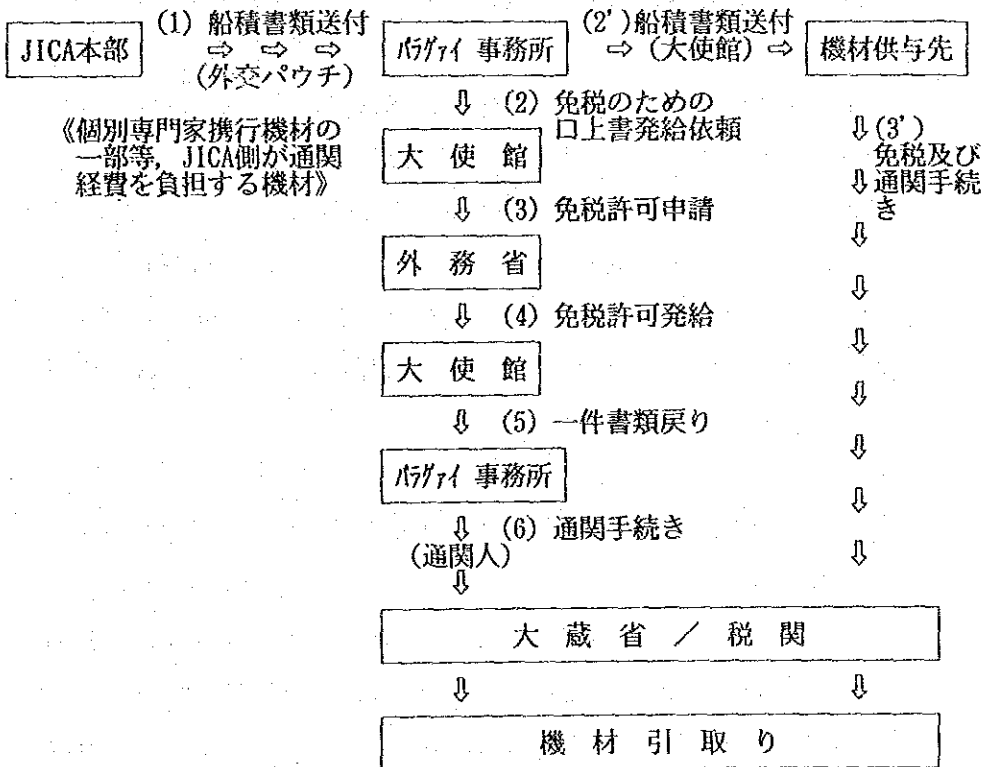
パラグアイ

I 本邦からの購送

1. 一般事情

(1) 機材引取りまでのフローチャート

《パ側が通関経費を負担する機材》



(2) 本邦より送付必要な書類一覧

1) 領事インボイス (Factura Consular)

供与機材は、技協協定法令No.748によって免税となっているので、本書類には、“Donacion por JICA”, “LEY No.748” と明記すること。

2) 船荷証券 (Bill of Landing)

- 3) 送り状 (Invoice)
- 4) パッキングリスト
- 5) 原産地証明 (Certificate of Origin)

*2)~5)については領事査証を取りつけておくこと。

- (3) コンサイニーについては、機材供与先機関名が一切記載されずに、J I C Aパラグアイ事務所宛となっている例も見かけられるが、この場合は、先方機関に通関手続き及び経費を負担させることが全く不可能となる。従って、同欄には必ず供与先機関名を及びプロジェクト名(専門家名)を明記すること。

- (4) 船便の経由地について

ア. ブエノスアイレス港

同港におけるアスンシオン港向け貨物の積み替えは、本船から河船に直接積み替え作業が行われ、一旦トランジット倉庫に保管されることはここ近年無くなった。毎年、4月~7月のコットン(綿)の輸出時期は、パ国の全てのコットンはブエノスアイレス港経由で輸出され、同時期は比較的に河船、バージー(艇)が多いため、ブエノスアイレス—アスンシオン間の輸送が容易である。

但し、ブエノスアイレス—アスンシオン間の運賃はブエノスアイレスで定められた“輸送費協定”に基づき、モンテビデオ港より大幅に高い。

イ. モンテビデオ港

ブエノスアイレス港に比べ港湾設備は劣るが、同ルートは神原汽船、TRANSMAR、等新型船を備えコンテナによる貨物輸送を取るため、過去に生じていた、モンテビデオ積み替え時での盗難が無くなり、輸送費もブエノス—アスンシオン間よりはるかに安い。パ国の乙沖の大半はモンテビデオ経由での輸送をおこなっている。

ウ. 両港の比較

ブエノスアイレス港とモンテビデオ港を比較した場合、港湾施設はブエノスアイレス港が優れているが、輸送費、河船の質、盗難防止等はモンテビデオ港経由が有利である。

但し、急を要する機材については4月～7月のコットン（綿）輸出時期の河船、バージが比較的多いブエノス港経由の輸送が望ましい。

(5) 運送業者について

パラグアイ国向けの供与機材の運送は、ブエノスアイレスまたはモンテビデオを経由しなければならないので、アスンシオン、モンテビデオ、ブエノスアイレスにエージェントを置く運送業者を選び、輸送を依頼することが望ましい。

従来、利用してきた運送業者でブエノスアイレス、モンテビデオに代理店を置き、本邦から一貫した輸送手続きが行える業者は、三井O S K Line（パ国エージェント、TRANSMAR SRL）と、NYK Line = Nippon YUSEN KAISHA（パ国エージェント、REEMAR SRL）の2社がある。

2. 梱包について

海送の場合、税関倉庫が河岸にあるため機材の錆に対する危惧もあり、防湿に配慮すること。

なお、梱包の大きさ、重量は特に問題はない。

3. 盗難防止措置について

バックミラー、バッテリー、ラジオカセット、ジャッキー、工具等の車輛付属品はひんばんに盗難にあうので、取り外して丈夫な木箱に梱包すること。トラックの運転席に部品をそのまま入れてあったために、そっくり盗まれた例がある。

空送の機材についても、盗難防止の観点から、ダンボール箱はなるべく避け、木箱梱包とすること。

4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

免税許可取得にかなりの日数を必要とする（場合によっては3カ月かかる）ため、通関に必要な書類は出来得る限り、早急に外交パウチで送付し、機材

パラグアイ

到着以前から手続きが行える様措置すること。なお、専門家の携行機材及び輸送機材に関し、当地到着日と便名の連絡がない例が多くみられるので、必ず前広に通知すること。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	40日	40日
最長日数	90日	90日
平均日数	60日	60日

長期間要した主な理由

当事務所より機材供与先へ船積書類を引渡した後の、同機関の事務手続きの遅れによるところが大きい。

(3) 関税について

技術協力協定第9条により、供与機材は関税を免除されている。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

事務所としては、プロジェクト側と連絡をとり通関の流れをチェックして引取り、手続きの遅れている機材については、手続きの推進、早期引取りの督促を行っている。

(5) その他

5. 保険の付保期間

3カ月

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

アスンシオン港がパ国では唯一の国際港である。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

左ハンドル

イ. 車体の色

特にないがアスンシオン市のタクシーは黄色に統一されているので黄色の乗用車の購入はさけた方がよい。

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

安全ベルト、安全ヘッドレストの着用は主要都市を結ぶ国道では義務付られている。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

ガソリンは高価（1ℓ=GS. 760）なのに比べて、軽油は安価（1ℓ=GS. 480）であるので、当国ではディーゼルが一般的である。

オ. その他

(2) 電気事情

ア. 電 圧

220V 50Hz

イ. 電圧の変動幅

変動幅が大きいので、分析機器等の精密機材については定電圧装置をつけることが望ましい。

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

オ. その他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

全てプロパンガスであり、都市ガスは無い。

(4) 水道事情

都市は水道、田舎は井戸、どこでも良質の飲用水である。

II 現地調達

1. 一般事情

パラグアイの場合、現地調達できる機材の国産品はなく、すべて輸入品である。また内陸国であるため、輸送手段が乏しく輸入に時間を要するが、同等性能の機材、アフターケアを必要とする機材等は、現地調達が望ましい。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止品目

ア. 武器

イ. 乾電池

ウ. 家具調度品（木製）

エ. 生産期における野菜類（各々の生産期には当該野菜の輸入を禁止している。）

オ. 小麦粉

カ. その他

(2) 国産品奨励品目

3. 現地調達が合理的とみられる品目

(1) 任国の土壌風土に合った物

ア. 西語用タイプライター

イ. ジープ類（左ハンドル、ラジアルタイヤ）

ウ. トラクター、ディスクプラウ類の農業機械（当国の土質からみて、日本製農業機械は脆弱で使用不可能）。

(2) 保守、管理を要する物

米国製コンピューター（IBM、EPSON）パ国代理店の保守管理がしっかりしている。

電動タイプライター（OLYMPIA）複写機（ミタ、シャープ、リコー）

の現地調達が有利

(3) 任国規格の物

- ア. テレビ, PAL-N方式
- イ. 一部電機器 220V 50Hz
- ウ. 種子類

(4) 任国で生産される簡便な物

- ア. 机, 椅子等の木製あるいはスチール製家具

4. 現地調達に際しての免税の有無

基本的には, 技術協力一般協定で関税は課さないことになっている。

5. その他参考事情

現地調達に於ける任国事情:

- (1) 当国では, 現地調達すべき機材の国産はほとんど無く, 総て輸入である。
- (2) 当国は内陸国で輸送手段が乏しく, 輸入に時間がかかる。
- (3) 権限が上層部の一部に集中しているため, 書類の流れが遅い。
- (4) 内国輸送費等ローカル・コストの負担が困難である。

ペ ル ー

I 本邦からの購送

1. 一般事情

無税通関手続きに時間を要すること及び供与品の場合、現地側の機材引取り費用の予算不足により機材の引取りにかなりの日数を要している。

また、港湾空港内部の管理不行届きのため、機材の部品などが紛失するケースもしばしばみられる。

2. 梱包について

荷受地は、湿度が高いので精密機材については防湿梱包を行うこと。同時携行の場合、段ボール箱で持ち込む場合があるが、当国税関は例外なく開梱検査するので、その後、再梱包に手間と時間を必要とする。このため、段ボール箱は出来る限り避けるようにすることが必要である。

3. 盗難防止措置について

盗難事件の大半は、税関検査までの間に起り、責任の所在も不明確であるため、梱包等の改善のみでは、盗難防止につながらないが、防止措置として明らかに中身が解るような表示はさけること。

4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

可及的速やかに船積書類を送付すること。

(2) 機材陸揚げ後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	15日	7日
最長日数	120日	120日

平均日数 30日 15日

長期間要した主な理由

無税通関手続きが複雑な上、現地側に引取り費用の手当がなされていない。

(3) 関税について

手続きに時間を要するが、無税通関可能

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

供与先機関あるいは供与先機関が指定した業者。

(5) その他問題点

携行機材で、同種の物品が多数同一梱包になる場合は、税関で一時預りとなる場合があるので必要最小限のものについてのみ携行するよう留意のこと。

5. 保険の付保期間

海送, 陸送, 共に60~120日間

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

リマ市向け カヤオ港

アレキープ市向け マタラニ港

(2) 沖待ち, 滞貨の有無

港湾スト, 税関ストに遭遇した場合, 沖待ち, 滞貨が発生する。

(3) 車輛の運転の際, 港湾施設, クレーン, 倉庫等の状況

設備は旧式で, コンテナ用の埠頭はない。

(4) その他

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

特にない

ウ. 車両の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

安全シートベルトの備付が義務付けられている。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか
部品調達上、ガソリンエンジンが望ましい。

オ. その他

現在、車輛及びその付属品は輸入禁止となっているので、部品補給、メンテナンス等を考慮すると、現地生産会社（トヨタ・ニッサン）系の車輛が望ましい。更に、タイヤ等消耗品部品のスペアを余分に加えることが望ましい。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

単相 220V

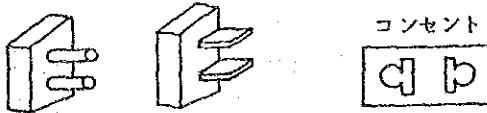
イ. 電圧の変動幅

不安定

ウ. サイクル数

60Hz（アレキーバでは50Hz）

エ. プラグ型



オ. その他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガス

イ. カロリー数

日本と同程度

ウ. その他

一般家庭では、プロパンガスより電気レンジの使用が多い。

(4) 水道事情

水道は硬質で、重金属含有率が高く、かつ、浄水が充分でなく時折にごり水が出ることもある。飲料用水は別途10ℓ入りビンで紫斑されている。

II 現地調達

1. 一般事情

アフターサービスを受けられること、輸送時の損傷、盗難が避けられることなど有利な点はあるが、価格面で相当割高となる場合があるほか、経済状況の悪化から、国内生産が極度に少ないため調達に相当の期間待たされる。車輛は勿論のこと、トランス、電線、パイプ類等々品不足のため、入手まで2～3ヶ月待つか、日本からの購送を考えるか、その都度現地に問い合わせの上、対応する必要がある。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止品目

別表（調達部保管）とおり。

(2) 国産品奨励品目

輸入規制政策に伴い各分野での国産化を奨励しているが、実質的効果は上っていない。

3. 現地調達が合理的とみられる品目

日本での購入手続及び輸送日数を考慮すれば、次の様な品目が一応考えられる。

- 事務機器：複写機、タイプライター、コンピューター（輸入）
- 事務用品：事務用消耗品（国産）
- 電気器具：電気製品一般（テープレコーダー、冷蔵庫、扇風機等）

(国産化外国製品又は輸入品)

- 電信機器：無線機 (輸入)
- 家具類 (国産)

4. 現地調達に際しての免税の有無

免税の適用はあるがインフレが激しく免税手続きに時間を要していると当初の見積額が変更となってしまい（見積り有効期間は通常1週間、その後は品物により1.5～2倍の価格になる場合がある。）結局免税手続きが無意味になってしまう現状である。

パ ナ マ

I 本邦からの購送

1. 一般事情

(1) 機材引取手続

当地では、機材引取手続は原則的にパナマ政府の負担で行うという鉄則が貫かれており、当事務所で引取手続を行うのは当事務所関連機材、専門家輸送機材及びパナマ運河代替案調査日本代表購送機材のみとなっている。そのためコンサイニーは以下(2)に示すように機材の引取手続先によって明確に分ける必要がある。機材が到着してから引取完了までに要する日数は1～2週間ぐらいであるが、パナマ側で機材引取手続を行う場合は5日～4週間とまちまちである。

現在までのところ、機材引取はスムーズで盗難等トラブルが発生した例はない。

(2) コンサイニー

① 供与機材

先方機関長氏名を記入の上先方機関住所気付とする。

② 専門家購送機材

専門家氏名を記入の上先方機関住所気付とする。

③ パナマ運河代替案調査日本代表購送機材

専門家氏名を記入の上 J I C A 事務所あるいは大使館気付とする。

④ 専門家（パナマ運河代替案調査日本代表を含む）輸送機材

専門家氏名を記入の上 J I C A 事務所気付とする。

⑤ 事務所関連機材

所長名を記入の上 J I C A 事務所気付とする。

2. 梱包について

通常の梱包で差し支えないが、空送の場合は1㎡のダンボール箱、海送の場合は1㎡の木箱梱包の上送付することが望ましい。

3. 盗難防止措置について

高価な機材については、木箱よりスチールケースによる梱包が望ましいと思われる。

また、車輛の付属品及びスペア・パーツ類は、空送であってもダンボール箱より木箱もしくはスチールケースによる方が良い。

4. 通関について

(1) 事前に措置すべき事項

無税通関を円滑に行うため、B/L、インボイス、パッキングリストを可能な限り事前に送付すること（特に海送の場合）。

(2) 機材陸揚げ後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	14日	1日
最長日数	60日	30日
平均日数	30日	14日

長期間要した主な理由としては、外務省あるいは税関における手続の事務的遅延による。

(3) 関税について

すべての機材につき無税通関が可能である。ただし当事務所が引取る機材についてはB/L引取手数料（10～15US\$）、通関書類発給手数料（10US\$）及び倉庫保管料（1日につき1US\$）を負担している。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

供与機材の場合は各先方機関指定の通関業者が取り扱っている。

(5) その他問題点

特になし。

5. 保険の付保期間

海送 4 カ月

空送 2 カ月

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

クリストバル港 (コロン市)

(2) 沖待ち, 滞貨の有無

不明

(3) 港湾施設, クレーン, 倉庫等の状況

カリブ沿岸港としては最も良好

(4) その他

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

左

イ. 車体の色

特に問題なし

ウ. 車両の運転の際, 安全ベルト, 安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

現在安全ベルト着用に関し法的義務付けが検討されている。

エ. エンジンの仕様は, ガソリン, ディーゼルの何れが望ましいか

乗用車はガソリン仕様車, またジープ, 大型バス, トラック等はディーゼル仕様車が望ましい。

オ. その他

車輛は, 時間的にも経済的にも当国で購入した方がベターである。

(2) 電気事情

パ ナ マ

ア. 電 圧

110V (一般用)

220V (工場用)

イ. 電圧の変動幅

±5%

ウ. サイクル数

60サイクル

エ. プラグ型

種々あり

オ. そ の 他

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガス, ブタンガス

イ. カロリー数

ウ. そ の 他

都市ガスはない。

(4) 水道事情

一部のジャングル地帯を除き、上水道はかなり完備されており、ほとんどの地域でそのまま飲用できる。ただし下水道はほとんど整備されていない。

II 現地調達

1. 一般事情

当国では車輛, コンピューター (ただしソフトは少ない), 事務機器, 消耗品等ほとんどのものが手に入るが, メーカーが限られている (コンピューターの場合 IBM及びキャノン, また事務機器はほとんどがキャノン) ので銘柄を指定する場合は注意を要する。またアフターケアについても, 本邦に比べるとかなりサービスが落ちる。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

特にない。

3. 現地調達合理的とみられる品目

車輛, コンピューター, 事務機器, 消耗品等

4. 現地調達に際しての免税の有無

すべての機材につき免税措置が可能であるが、免税手続に時間がかかり、また免税手続に係る手数料については当方の負担であるため、低価格の機材については税込みの価格で購入している。

コスタリカ

I 本邦からの購送

1. 一般事情

免税手続きに問題があり引き出しに大変時間がかかる。

コスタリカ政府の財政赤字が膨大になり徴税に必死になっており、免税手続きに時間がかかるようになった。通常、こちらに到着してから免税手続き等で1カ月から1カ月半ぐらい必要。

最近は上記の日数よりも余計に時間がかかっています。盗難については私物の被害はあったが、機材については最近3年間で被害なし。協力隊員の機材についてはほとんど現地調達を行っており、免税手続きは協力隊員の私物のほうが多くなっている。

2. 到着日数

ア ナ カ ン：数日

郵便（航空便）：数日

郵便（船 便）：2～3カ月

3. 引出日数（免税手続きを含む）

本：数日

薬：2カ月（麻薬問題のためチェックが厳しく、薬名称のスペイン語訳、使用目的の提出が求められる。）

食 品：1カ月半

その他：1カ月～1カ月半

*ただしストライキその他の理由により遅れることはよくある。

コスタリカ

4. 事務の流れ

(1) 当事務所が免税手続き機材引き取りを行う場合

- a. JOCV事務所への機材送付通知 (FAX)
- b. 税関へB/L, INVOICE, 内容詳細全てスペイン語のものを提出
(B/L, INVOICE, 内容詳細全てスペイン語のものが要求される。
機材到着後3日以内に提出しないときには100US\$の罰金支払いが必要)
- c. JOCV事務所よりコスタリカ外務省に対して無税通関申請を提出
- d. コスタリカ外務省は同大蔵省に対して無税申請を行う。
- e. 無税許可取得後機材引き取り
- f. 機材検収調書および受領書の作成

(2) 機材受け入れ機関が手続きを行う場合

- a. JOCV事務所への機材送付通知 (FAX)
- b. 税関へB/L, INVOICE, 内容詳細全てスペイン語のものを提出
(B/L, INVOICE, 内容詳細全てスペイン語のものが要求される。
機材到着後3日以内に提出しないときには100US\$の罰金支払いが必要)
- c. コスタリカ受け入れ機関へ免税手続き及び引き出しを依頼
- d. 各機関が各ルートに従い無税手続き及び引き出しを行う。
- e. 機材引き取り完了
受け入れ機関から当事務所へ通知
- f. 協力隊員より機材検収調書および受領書を受領

II 現地調達

1. 一般事情

アメリカや日本メーカーの代理店が多くあり、事務所、協力隊員の使用しうる機材の多くのが現地調達可能である。コスタリカで日常的に使われていないものを新たに輸入する場合は機材注文後3ヶ月から半年ぐらい必要なものも多い。

2. 現地調達可能かつ合理的な主な機材

(1) パーソナルコンピュータ, ワープロ

携行機材として日本語利用のためのワープロ専用機日本仕様のパソコンを持ってくる人が多いが仕様が合わないためにメンテナンス及び帰国時の処分に問題が多い。下記のハードを現地調達し、ソフトのみを本邦調達した方が合理的である。価格も日本より安価である。

a. IBM互換機 (NEC EPSON)

DOS/Vを利用すれば日本語も可

b. マッキントッシュ

漢字トークを利用すれば日本語も可

(2) 事務機器

a. コピー機

(CANON XEROX RICOH etc.) 用紙はアメリカ規格

b. FAX

(PANASONIC MURATA CANON etc.) 用紙はアメリカ規格

(3) 車 輛

トヨタ, ニッサン, ミツビシ, ダイハツ, ホンダが入手可能メンテナンスはトヨタ, ニッサンが良い。

(4) ビデオ機器 (家庭用レベル)

NTSC仕様

3. 仕様・規格

用紙, 電気(117V, 60C), その他の仕様規格はアメリカ合衆国のもの同一規格が採用されている。

4. 免 税

現地調達でも免税は可能である。その場合消費税12%のみが免税となる。ただし一般的ではないので取扱店によって可能なところとそうでないところがある。

る。車輛については協力隊員派遣協定に明記されている範囲内で全くの無税となる。

Ⅲ その他（免税特権）

現在コスタリカではIMFの構造調整策を受け入れ、その一環として各種免税特権の見直しを行っている。最近その余波をうけ、2国間及び国際協定があるにも拘わらず、コスタリカ側の協力隊員、専門家、大使館免税特権に対する態度は厳しくなっている。尚、日本から送付された物のなかには免税許可がおりるのに半年以上かかり、その間に引き取り手がいないとされ日本に返送された荷物もいくつかある。税関局長からもコスタリカにて調達可能なものは可能な限り現地調達して欲しい旨の要望がある。

オセアニア地域

フ ィ ジ ー	267頁
パプア・ニューギニア	273頁
西 サ モ ア	279頁

フ ィ ジ ー

I 本邦からの購送

1. 一般事情

2. 梱包について

供与機材のすべてが、当国の首都に在るスヴァ港において陸揚げされ、同港には約5万トン級の船舶までが接岸可能である。施設は完備しており、又、大型トレーラーもあるが、供与先へ搬入の際、道路、格納庫等の問題もあり、10㎡、10トン以下の梱包がされている。

雨期（11～6月）には、多量の降雨があり、湿度も非常に高くなるので、防水（内側に処置）、防湿、防錆等特に配慮が必要である。

3. 盗難防止措置について

梱包が破損していない場合、盗難の心配はほとんどないが、車輦内またそのトランク内には、付属品、その他物品は入れず別梱包にすることがベターである。

4. 通関について

(1) 事前に注意すべき事項

供与機材の輸入手続きは、日本大使館に送付される船積書類が担当者へ手交され、担当者は、大蔵省、政府供給局に提出し、同局が手続を実施するのが通例である。同局における手続は迅速で1～2日で終了するが、船積書類が大使館に到着するのが、パウチが週1便で遅いため、常に同局の督促を受けていることもあり、入手後至急送付することが重要である。

(2) 機材陸揚げ後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	1日	1日

フィジー

最長日数 10日 5日

平均日数 5日 3日

長期間要した主な理由

船積書類の遅れによる。写を本部が入手後直ちに当事務所へ送付すれば、正式手続は後廻しにして引取することも可能である。

(3) 関税について

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

通関手続は、大蔵省、政府供給局が行い、プロジェクト・サイトまでは同局の指定業者が取扱う。

(5) その他問題点

5. 保険の付保期間

(1) 海送 90日

(2) 空送 30日

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

外航船で、且つ、定期船は、スヴァ港にのみ入港し、同港で陸揚げする。

(2) 沖待ち、滞貨の有無

殆んど無い。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

スヴァ港は1埠頭のみであるが、クレーン、大型、小型、フォークリフトも多数所有し、陸揚げ作業はスムーズに実施されている。倉庫はあるが十分でなく、一時的に大きな荷物は、野積みされるケースがある。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

白系統が熱帯のため無難である。特に禁止されている色はない。

ウ. 車輛の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

普通車はガソリン、4輪駆動車はディーゼルが望ましい。

オ. その他

① 冷房装置をつけること。

② 一般車、4輪駆動車、マイクロバス等全ての日本メーカー製車輛が輸入されている。トヨタ、ニッサン、三菱、マツダの順である。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

240V 単相

415V 三相

イ. 電圧の変動幅

上下10%

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

3ピン平型

オ. その他

電圧、サイクルに変動があり、ICを使用した精密機器には安定化電源を付属品として付ける必要がある。

(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガス

イ. カロリー数

ウ. その他

(4) 水道事情

都市には水道施設があり、水道水はそのまま飲むことが出来、水質も良い。
地方では井戸水を利用している。

II 現地調達

1. 一般事情

工業製品の殆んどは輸入に頼っており、当国で生産している製品は、砂糖、セメント（石灰石は輸入）、木製の家具、事務机位の物である。従って、全工業製品が輸入可能であるが、一般的に需要の少ないものについては期日を要する。車輛、事務機器、事務用品、視聴覚機器、弱電機器等は品物も豊富で即時購入が可能である。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止品目

麻薬、武器、ポルノフィルム、植物、動物

(2) 国産品奨励品目

特になし

3. 現地調達が合理的とみられる品目

(1) 事務機器

複写機、タイプライター、机、椅子、書棚、キャビネット

(2) 事務用品

文房具（但し、方眼紙、トレーシングペーパー等特殊な品を除く）

(3) 視聴覚機器

カメラ、8mm映写機、スライドプロジェクター、ビデオセット

(4) 車 輛

オートバイ、乗用車、四輪駆動車、バンタイプ乗用車、マイクロバス

(5) 電気機器

冷蔵庫, 冷凍庫, 電気湯沸器, エアコン

(6) 工 具

一般工具

4. 現地調達に際しての免税の有無

車輛, 複写機等高額なものについては, 大蔵省の許可を取り, 無税で購入出来る。

パプア・ニューギニア

I 本邦からの購送

1. 一般事情

通関手続においても、また梱包に対しても、特に問題とすべきことは見当たらない。ただ、海送の場合、機材を陸揚港から引取り、これを供与先まで運ぶ場合、地域によっては陸路輸送ができないことがある。このようなときは別に空輸の方法を考えなければならないため、当国への機材輸送は、仕向先に応じ陸揚げ港をいずれにするかを事前に十分調査しておくべきである。また国内空輸をするときは荷物の重量および容積に対する制限もあり、考慮する必要がある。

2. 梱包について

(1) 港湾施設は小さい港であるが、一通り完備し荷扱いも極めて丁寧で格別の配慮を必要としない。

但し、バースがせまいため、沖待ちまたはトランジット等があり、このようなときの貨物に対する荷扱いを考慮する必要がある。

(2) 国内輸送は、陸路輸送が地域によって出来ないところがあり、空送によることとなるが、この場合は重量および梱包の大きさに制限がある。

(3) パプア・ニューギニア国内のどの港を仕向港とするかは極めて重要な留意点である。

3. 盗難防止措置について

陸揚後、機材が長く港に置かれていると保管料がかさみ、又、盗難のおそれもあるので出来るだけ早く引き取れるようB/L等必要書類を現地事務所に早めに送付する必要がある。

4. 通関について

パプア・ニューギニア

(1) 事前に注意すべき事項

機材が本邦を発送された時点で速やかにB/L等の必要書類を入手出来れば、引取りには格別の問題はない。

むしろパプア・ニューギニアでは、車輛（特別仕様は除く）の大部分が日本製であり、保税車輛を無税購入することも可能なので引取り日数を比べても、現地購入の方が有利である。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	（海送の場合）	（空送の場合）
最短日数	7日	3日
最長日数	40日	30日
平均日数	16日	7日

長期間要した主な理由

供与先関係省庁の事務処理の遅延、及び免税手続にかかる関係省庁の事務処理の遅延。B/Lの未着。

(3) 関税について

手続に時間を要するが無税通関が実施されている。

(4) 機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

供与先機関（受取人）もしくはJICA事務所

(5) その他の問題点

5. 保険の付保期間

現行で十分 参考（現行は陸揚げ後90日間）

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

・Port Moresby ・Kieta ・Wewak ・Lae
・Kavieng ・Rabaul ・Madang

(2) 沖待ち、滞貨の有無

全体的に非常にスムーズである。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

港湾はそれぞれ大きくないが、一応現状の荷扱い量には十分に機能している。

(4) その他

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輛

ア. ハンドルの位置

右ハンドル

イ. 車体の色

特に指定なし

ウ. 車輛の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

安全ベルトの着用は義務づけられているので安全装具の備付が必要。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

軽油はガソリンよりも価格は安いですが、整備、修理の観点からガソリン仕様が良い。

オ. その他

現地購入でも、特殊仕様の車以外はほとんど日本製車輛が入手可能であり安全装具の取付けも施されている。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

240V

イ. 電圧の変動幅

±10%以上、パソコン等には安定器が必要。

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型



オーストラリアタイプ

バプア・ニューギニア

オ、その他

(3) ガス事情

ア、ガスの種類

プロパンガス

イ、カロリー数

8,000cal

ウ、その他

(4) 水道事情

主要都市部では水道設備が完備。但し、断水は日常적으로おきる、地方部は天水（大部分の家が雨水タンクを備えている）。

II 現地調達

1. 一般事情

技術協力に必要な機材のほとんどは現地及び当地代理店経由で第3国より調達可能である。従って、我が国の協力期間終了後、相手国政府機関への自主運営に移行された後の機材の維持管理、更新等を考慮すると、機材は現地調達を原則とし、現地で調達困難な機材は、本邦購送とする方が望ましい。実際、過去の専門家の携行機材等については日本語なので「使用方法を教えて欲しい」といった問い合わせが多い。

但し、事務所職員のマンパワーが限られているので、この点は事前に十分に配慮が必要である。

2. 輸入禁止品目及び国産品奨励品目について

(1) 輸入禁止品目

わが方技術協力に関するかぎり輸入禁止品目は見当たらない。

(2) 国産品奨励品目

3. 現地調達合理的とみられる品目

事務用品, 事務機器, 車輛, 視聴覚機材, 電気製品

4. 現地調達に際しての免税の有無

手続きにより免税購入可能。

西サモア

I 本邦からの購送

1. 一般事情

機材購送にはこれといった問題点はみられない。ただ、たえず海風にさらされるところでもあり、梱包について精密機器のように特殊のものは、防湿に対する配慮が必要である。また、車輛等の戸外で使用するものは、同様な理由で箇所により錆の発生が早く、発注の際メーカーには、これに対する処理を依頼しておくべきである。なお、コンサイニーはJICA事務所気付とすること。

2. 梱包について

本邦からの海上輸送はほとんどコンテナ船で行われており、通常のコンテナに収容できる容量のものであれば問題はない。防湿・防塵についても倉庫が完備しているし、引取りも比較的容易であるため、特殊な機材を除けば特に配慮する必要はない。但し、木箱梱包による機材はフォークリフトによる取り扱いに耐えられる様頑丈にする必要がある。

3. 盗難防止措置について

梱包が破損していない場合、盗難の心配はほとんどないが、車輛内またそのトランク内には付属品その他物品は入れず、別梱包とすること。

4. 通関について

(1) 事前に注意すべき事項

B/L等通関に必要な書類は、早急に送付すること。

(2) 機材陸揚後通関引取りまでの所要日数（過去の事例から）

	(海送の場合)	(空送の場合)
最短日数	3日	2日

最長日数	15日	10日
平均日数	7日	4日

長期間要した主な理由

イースターホリディ、独立記念日およびクリスマス前後に機材が到着した場合、通関手続が進められず、通常必要とする以上に日数を考えておかなければならない。

(3) 関税について

供与機材、事務所員専門家、協力隊員の携行機材、身廻品とも、例外なく無税通関であり問題はない。

(4) 供与機材の通関、プロジェクト・サイトまでの輸送の主たる取扱者

原則として西サモア政府の関係省庁であるが、専門家協力隊員の携行機材は事務所が通関手続を行う。

(5) その他の問題点

特になし。

5. 保険の付保期間

海送：4カ月

空送：2カ月

6. 港湾の状況

(1) 機材陸揚げの港湾名

アピア (Apia)

(2) 沖待ち、滞貨の有無

アピアの場合でも大型船(7,000トン級) 1隻の接岸で岸壁はふさがるので、沖待ちはしばしばみられる。

(3) 港湾施設、クレーン、倉庫等の状況

外洋船が接岸できる岸壁に1埠頭あるのみ。クレーンは陸上にはなく、貨物の揚げ降しは船舶のクレーンに頼っている。降された貨物は、フォークリフトで保税倉庫に運ばれ保管される。保税倉庫の設備は良好である。

(4) その他

我が国の無償資金協力事業によりアピア港の港湾施設整備工事が実施されており、1991年3月に完成している。アピア港は1990年2月及び1991年12月に大型サイクロンの襲来により被害を受けたが、我が国の無償資金協力事業により修理工事が行われており荷揚作業に支障は無い。

7. 機材選定に当たっての留意事項

(1) 車 輜

ア. ハンドルの位置

左ハンドル

イ. 車体の色

特に留意することはない。

ウ. 車輛の運転の際、安全ベルト、安全ヘッドレスト等安全装具の備付の義務付の有無

すべて義務付けはなし。

エ. エンジンの仕様は、ガソリン、ディーゼルの何れが望ましいか

普通車はガソリン、四輪駆動車はディーゼルが望ましい。

オ. その他

冷房装置、対塩風用防錆措置は必要である。また、当地での部品調達は困難なのでエンジン部品（目安としては、本邦における法定定期点検及び車検整備時の取替部品）、外廻り部品（サイドミラー、フロントライト及びカバー、テールライト及びカバー、ウイカーライト及びカバー、ワイパー等）及びガソリン車用エンジンオイル（4ℓ1ダース）、タイヤ、チューブ等をつける必要がある。

免税手続等においてエンジン番号、車体番号が必要なのでB/L等の書類に明記すること。

(2) 電気事情

ア. 電 圧

240V

西サモア

イ. 電圧の変動幅

通常5%

ウ. サイクル数

50Hz

エ. プラグ型

ニュージーランド・スタンダード型



(3) ガス事情

ア. ガスの種類

プロパンガスのみ

(4) 水道事情

すべて天水のままである。水道のある地域でもその水は川から直接取水したものである。

II 現地調達

当地の商社を通じて殆どどの機材が現地調達可能である。納入までの期間は、海送の場合発注から2ヶ月、空送で1ヶ月程度である。

事務所備品、供与機材、専門家協力隊員の携行機材は現地調達であっても全て免税となるため本邦から購送した場合、輸送にかかる日数を考えれば現地調達の方が効率的である。特に複写機、ファックス等の通信機器や電気製品は修理可能な当地のメーカー・代理店を通じて購入した方がよい。

JICA